

統一的な基準による財務書類作成等業務委託契約書（案）

大和高田市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、統一的な基準による財務書類作成・固定資産台帳更新等業務（以下「業務」という。）について、次のとおり、契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲は、本契約書に定める条件により業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。乙は、本契約書及び統一的な基準による財務書類作成等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、次項の業務委託料（以下「委託料」という。）及び公会計システムPPP_Ver5.0の年間保守料（以下「保守管理料」という。）をもって、契約締結日から令和7年3月31日までに業務を完了しなければならない。
- 2 委託料は、金〇〇〇〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税額等に相当する額は、金〇〇〇〇円）、保守管理料は、金〇〇〇〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税額等に相当する額は、金〇〇〇〇円）金とする。
- 3 甲は、乙の契約保証金を免除する。

（業務の処理）

- 第2条 乙は、善良なる管理者の注意をもって業務を処理するものとする。
- 2 乙が行う業務の処理は、本契約書に定めるもののほか甲の指示に従い、これを履行しなければならない。
- 3 乙は、本契約書に明示されていない事項であっても業務の性質上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担でこれを処理しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

- 第3条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 甲は、本契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容を変更することができる。

（再委託の禁止）

- 第4条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を一括して第三者に委託してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

（著作権）

- 第5条 本契約により生ずる著作権は甲に帰属するものとする。

(業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要があるときは、業務内容を変更し、又は業務を一時中止することができるものとする。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。ただし、契約内容の変更は、甲乙双方記名押印した書面によって行うものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償するものとし、その賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(履行期限の延長)

第7条 乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対し遅延なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

(損害負担)

第8条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合においては、この限りではない。

(業務の完了)

第9条 乙は、業務を完了する際は、遅延なく甲に対して成果品を提出しなければならない。

2 甲は、乙が提出した成果品を10日以内に検査するものとする。

3 前項の検査で成果品が甲の条件を満たしたときをもって、乙は成果品を甲に引き渡したものとみなす。

4 前2項の検査で成果品が甲の条件を満たさないときは、乙は、その責任と費用負担において、成果品を遅延なく引き取り、甲の指示に従い、甲が指定する期日までに修正した成果品を再度提出し、再検査を受けなければならない。

5 前項の再検査の手続きについては、第2項の既定を準用し、検査で甲の条件を満たしたときをもって、乙は成果品を甲に引き渡したものとみなす。

(履行遅滞における延滞金)

第10条 乙の責めに帰する事由により、履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙か

ら遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の遅延利息は、委託料に対して延長日数に応じて年2.5パーセントの割合を乗じて算定した額とする。

(委託料の支払い)

第11条 乙は、第9条第3項又は第5項の規定による成果品の引渡しの完了後、甲の指示する手続きに従って委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(甲の解除権及び違約金)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく業務に着手しないとき。
- (2) 契約の履行に関し不正な行為をしたとき。
- (3) 前2号のほか、乙が契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 前3号のほか、乙の責に帰すべき事由により、履行期限又は期限後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知らず、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、甲から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅延なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、乙の委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

（労務管理等）

第13条 本業務の遂行に携わる乙の作業従事者に対する労務管理、安全衛生等に関しては、乙が行うものとする。

（保証）

第14条 乙は、業務による成果物が第三者の著作権及びその他の権利を侵害していないことを保証しなければならない。

（危険負担）

第15条 納入前に成果品に滅失、毀損、変質が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除きその損害は、乙の負担とする。

2 納入後に成果品に滅失、毀損、変質が生じた場合には、乙の責に帰すべき場合を除きその損害は、甲の負担とする。

（秘密の保持等）

第16条 乙は、本契約の履行に当たり直接又は間接に知り得た甲の業務内容について、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、甲から提出された資料その他関係資料を第三者のために、転写、閲覧、貸し出し等の一切の漏洩行為をしてはならない。

3 前2項の規定は、本契約の終了後及び解除後も同様とする。

4 乙は、磁気ファイル等の特性に留意し業務に係るデータの処理、保管及び移転の段階においてデータの管理が的確に行われるよう、本契約に従い万全の注意を払うよう努めなければならない。

5 乙は、業務処理完了後、甲に返還及び引渡ししたもの並びに甲の指示により保管を要するとされたものを除き、事務処理上作成した一切のものを、すべて甲の指示により抹消、焼却、切断等再生使用不可能にして処分するものとする。

(関係法令の遵守)

第17条 乙は、業務を実施するに当たり、関係法令を遵守するとともに、乙に課せられた法令上の全ての責を負わなければならない。

(業務の調査等)

第18条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(紛争の解決)

第19条 本契約において紛争が生じ、甲乙協議により解決しないときの訴えの管轄は、甲の所在地を管轄する地方裁判所とする。

(協議事項)

第20条 本契約書に定めのない事項、又は本契約書の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(談合等による解除)

第21条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責めを負わない。

(賠償金)

第22条 前条第1号各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。また、当該契約を履行した後も、同様とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 6年 月 日

委託者 (甲) 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市
大和高田市長 堀内 大造



受託者 (乙)

